

平成30年4月27日(金)  
スクールバス保護者会資料

# スクールバス保護者説明会

～スクールバス乗車等の基本的な考え方～

# ①スクールバス配車の基準

- 肢体不自由特別支援学校の基準は？  
学区域に居住する通学籍の児童・生徒人数分の座席やスペースを用意

※学区域外の児童・生徒は、スクールバスに余剰があった場合のみ乗車が可能

## ②スクールバス運行の基準

### 運行ルート

- 自宅近くの通行可能な道路  
(道幅、車線、一方通行などによって影響も)

### バス停

- 「一時停車」が可能な場所  
(交差点、車線、通勤時間帯、出入り口など)
- 昇降可能な場所  
(ガードレール、歩道の状態など)

# ③スクールバスと医療的ケア

## 【大原則】

医療的ケアをバス内で行うことはできない

(参考)「医療的ケアは、衛生管理の徹底を図るとともに、安全かつ適切に実施する必要がある。スクールバスの車内においては、運行中はもとより。停車中であっても、児童・生徒が医療的ケアを受ける際の、安全かつ適切な姿勢をとることが難しいなど、安全が確保されない。このためスクールバス内の医療的ケアの実施は困難であると考えている」

(平成27年10月26日 会計決算特別委員会第2分科会での答弁)

# ③スクールバスと医療的ケア

## 【大原則】

医療的ケアをバス内で行うことはできない

但し、以下の児童・生徒については保護者からの聞き取りを踏まえて乗車を検討します。

- ①乗車中に医療的ケアが確実に生じない児童・生徒で、緊急事態がないと判断できる場合（登校後の導尿等）
- ②大原則を踏まえ、①に該当しない児童・生徒は、主治医および指導医の意見を基に、「安心・安全」を第一に踏まえ、校長が総合的に乗車を判断します。

# ③スクールバスと医療的ケア

## 【大原則】

児童・生徒のみの乗車を前提

※学校医、指導医の「乗車可能」の所見を前提に単独乗車を目指す中で、乗車時の安全確認のために、一定期間に限り、保護者の同乗を校長が認める場合もあります。

## ④スクールバス内の安全管理について

運転手さん・添乗員さんは、安全運行のために配置されており、児童・生徒の体調管理や介助は行えません。



児童・生徒が安全に乗車するために、保護者の皆様一人一人の御協力が必要となります。

## 安全にスクールバスに乗車していただくために①

- 自家用車よりも乗車中に感じる微振動や揺れが大きくなります。
- 乗務員は、お子様のケアをしません。  
(見守りのみとなります)
- 乗務員は、できる範囲で環境調整(空気を入れ替える・保湿する・適温に保つ・座席の間隔を調整するなど)を行います



## 安全にスクールバスに乗車していただくために②

- スクールバス内で医療的ケアは実施できません。  
乗車中に医療的ケアが必要な場合、乗車はできません。
- 医療的ケアの有無に関わらず、呼吸状態が不安定、けいれんが頻発する等、安全確保が難しい  
児童・生徒につきましては、乗車できません。
- 登校状況および学校での健康状態が安定しており、かつ主治医の意見により乗車中の医療的ケアが必要ないことが確認された場合は、校長の判断により乗車を認める場合もあります。

## 安全にスクールバスに乗車していただくために③

- 体調不良等、乗車判断が困難な場合には、乗車できません。送迎をお願いします。
- 感染症が疑われる場合など乗車できません。感染拡大防止に御協力をお願いします。
- 常時、連絡をとれるようにしてください。  
(緊急対応や判断依頼のため)

## ⑤SB保護者面談について

乗車中のお子様の安全のため、保護者と面談が必要と学校が判断した場合、面談を実施し、お子様の様子等について聞き取らせていただきます。

### ○ 対象

- ・乗車中にケア(姿勢や呼吸の介助や医療的ケアなど)の必要と思われる児童・生徒

### ○ 面談実施機会 : 学期毎

- ・学校生活の様子や面談内容を元に、SB乗車の可否を含めて検討させていただきます。検討した結果については、御家庭へ書面でお知らせします。